

議案第 31 号

所沢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

所沢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

所沢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。